



目次

〔省令〕

○学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（文部科学二二）

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七四）

〔告示〕

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（デジタル庁五）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める告示（デジタル庁・総務一二）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同一二三）

- 新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設等を廃止する件（厚生労働一八三）

○文部科学省令第二十二号	
学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令	
学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十一条及び学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号）第六条第二項の規定に基づき、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。	
令和五年四月二十八日	文部科学大臣 永岡 桂子
学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。	
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	
令を次のように定める。	
学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。	
次に表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	
令を次のように定める。	

改 正 後	改 正 前
（感染症の種類）	
第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。	第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。
一 「略」	一 「略」
二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号ホにおいて同じ。）、結核及び髄膜炎	二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
2 三 「略」	三 「同上」

(出席停止の期間の基準)

第十九条 令第六条第三項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一 【略】

二 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかる者について

は、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

○**厚生労働省令第七十四号**

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める感染性の疾病は、次のように定める。

令和五年四月二十八日

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第六項第九号、第十二条第一項並びに第十四条第一項及び第二項、同法第二十六条第二項において読み替え

て準用する同法第十九条第一項並びに同法第四十四条の三第二項及び第四十四条の三の三の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第六条第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。

一・十二 【略】

十三 細菌性髄膜炎（第十六号から第十八号までに該当するものを除く。以下同じ。）

十四 【略】

十五 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）

十六 【四十】 【略】

（医師の届出）

第三条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二 【略】

（削る）

（削る）

（医師の届出）

（医師の届出）

（医師の届出）

（医師の届出）

(出席停止の期間の基準)

第十九条 令第六条第三項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一 【同上】

二 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかる者について

は、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

○**厚生労働省令第七十四号**

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第六項第九号、第十二条第一項並びに第十四条第一項及び第二項、同法第二十六条第二項において読み替え

て準用する同法第十九条第一項並びに同法第四十四条の三第二項及び第四十四条の三の三の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第六条第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。

一・十二 【略】

十三 細菌性髄膜炎（第十五号から第十七号までに該当するものを除く。以下同じ。）

十四 【略】

十五 【三十九】 【略】

（医師の届出）

第三条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二 【略】

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

イート【略】
チ新型コロナウイルス感染症について
は、発症した後五日を経過し、かつ、

症状が軽快した後一日を経過するま
で。

イート【同上】
「チを加える。」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍
線は注記である。

三・六 【略】

三・六 【同上】

厚生労働大臣 加藤 勝信
この省令は、令和五年五月八日から施行する。

附 則

この省令は、令和五年五月八日から施行する。

（傍線部分は改正部分）

3 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）にあつては、その長。第八条第九条の二第一項、第二十条第二項第二号、第二十条の三第三項、第五项及び第六項、第二十一条（結核指定医療機関に係る部分に限る。）、第二十三条の三、第二十三条の四、第二十三条の七、第二十六条の二並びに第二十六条の三において同じ。）は、法第十三条第一項又は第二項の規定による届出があつた場合において必要があると認めるときは、速やかに法第十五条第一項の規定の実施その他所要の措置を講ずるものとする。

(指定届出機関の指定の基準)

(略)	二 インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）及び新型コロナウイルス感染症	(略)
(略)	診療科名中に内科又は小児科を含む 病院又は診療所	(略)

第六条 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項に規定する五類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染症の区分（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。）に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感染症に係る指定届出機関として適當と認めるものについて行うものとする。

4 略

	二 及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	(略)
(略)		病院又は診療所	(略)
(略)	(略)	診療科名中に内科又は小児科を含む	(略)

第六条 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項に規定する五類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染症の区分（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。）に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感染症に係る指定届出機関として適當と認めるものについて行うものとする。

(感染症の発生の状況及び動向の把握)
第七条 法第十四条第二項の届出は、当該指定届出機関に係る五類感染症指定区分の感染症の患者又はこれらにより死亡した者については診断し、又は検査した日の属する週の翌週(診断し、又は検査した日が日曜日の場合にあっては、当該診断し、又は検査した日の属する週)の月曜日(前条第一項の表の四の項の上欄に掲げる五類感染症、ペニシリソ耐性肺炎球菌感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症又は薬剤耐性綠膿菌感染症に係るものにあっては、診断した日の属する月の翌月の初日)に、当該指定届出機関に係る疑似症の患者については直ちに行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、当該届出をすることを要しない。

一 当該指定届出機関(患者を三百人以上収容する施設を有する病院であつて、その診療科名中に内科及び外科を含むもののうち、都道府県知事が指定するものに限る)に係る前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症の患者に係るものにあっては、当該患者が入院を要しないと認められる場合(当該都道府県知事が当該届出をすることを要すると認める場合を除く)。

二 前号の指定届出機関に係る前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症により死亡した者に係るものにあっては、当該死亡した者の死体を検査した場合（都道府県知事が当該届出をすることを要すると認める場合を除く。）

4 3 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）にあっては、その長。第八条、第九条の二第一項、第二十条第二項第二号、第二十条の三第三項、第五项及び第六項、第二十一条（結核指定医療機関に係る部分に限る。）、第二十三条の三、第二十三条の四、第二十三条の六、第二十三条の七、第二十六条の二並びに第二十六条の三において同じ。）は、法第十三条第一項又は第二項の規定による届出があつた場合において必要があると認めるときは、速やかに法第十五条第一項の規定の実施その他所要の措置を講ずるものとする。

三
(略)

二
(略)

2 法第十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものについて前項第一号の指定届出機関が届け出る場合にあつては、診断した患者(入院を要すると認められる者に限る)に係る集中治療室及び人工呼吸器の使用の有無並びに脳波検査その他急性脳症の有無を判断するために必要な検査の実施に関する事項並びに脳波検査その他の急性脳症の発症の有無を判断するために必要な検査の実施に関する事項(インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)の患者を診断した場合に限る。)とし、前条第一項の表の五の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものにあつては原因となつた病原体の名称及びその識別のため症に係るものにあつては原因となつた病原体の名称及びその識別のために行つた検査の方法とする。

3 (略)

第二十三条の五 削除

第二十三条の六 削除

3 (略)

2 法第十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものについて前項第一号の指定届出機関が届け出る場合にあつては、診断した患者に係る集中治療室及び人工呼吸器の使用の有無並びに脳波検査その他急性脳症の発症の有無を判断するために必要な検査の実施に関する事項とし、前条第一項の表の五の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものにあつては原因となつた病原体の名称及びその識別のために行つた検査の方法とする。

(感染を防止するための協力の対象となる新型インフルエンザ等感染症の患者)

第二十三条の五 法第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条第一項又は第四十四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める新型インフルエンザ等感染症は、新型コロナウイルス感染症とする。

(入院の措置等の対象となる新型インフルエンザ等感染症の患者)

第二十三条の六 法第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、新型コロナウイルス感染症の患者であつて、次に掲げるものとする。

一 六十五歳以上の者
二 呼吸器疾患を有する者
三 前号に掲げる者のほか、腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
四 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者
五 妊婦
六 現に当該感染症の症状を呈する者であつて、当該症状が重度又は中等度であるもの
七 前号に掲げる者のほか、当該感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者
八 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が当該感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認められる者

(医師の届出事項の特例)

第二条の二 新型コロナウイルス感染症の患者について、法第十二条第一項の規定により医師が届け出なければならない事項は、当分の間、第四条第二項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 当該者の所在地
二 当該者が成年に達していない場合には、その保護者の氏名及び電話番号(保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の電話番号)
三 感染症の名称
四 検体採取年月日及び診断年月日
五 診断した医師の住所(病院又は診療所で診療に従事している医師にあつては、当該病院又は診療所の名称及び所在地)及び氏名
六 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要と認める事項
2 前項の場合においては、第四条第九項中「前各項」とあるのは「附則第二条の二第一項」と、「第一項第六号中「初診年月日」とあるのは「附則第二条の二第一項第四号中「検体採取年月日」と、「同項第九号」とあるのは「同項第五号」と、「第十一條第一項第一号中「第四条第一項第三号、第四号及び第六号」とあるのは「附則第二条の二第一項第三号及び第四号」と読み替えるものとする。

附 則

(新型コロナウィルス感染症の患者等の届出の特例)

第三条

第七条第一項ただし書(同項第一号及び第二号に係る部分に限る)の規定にかかるわらず、同項第一号の指定届出機関(次項において「指定届出機関」という。)に係る新型コロナウィルス感染症の患者について診断し、又は新型コロナウィルス感染症により死亡した者の死体を検査した場合は、当分の間、法第十四条第二項の届出をすることを要しない。ただし、都道府県知事が当該届出をすることを要すると認める場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定の適用を受けた指定届出機関が法第十四条第三項の届出を行う場合においては、当分の間、第七条第二項の規定は、適用しない。

この省令は、令和五年五月八日から施行する。

告 示

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百一〇

一百一一

一百一二

一百一三

一百一四

一百一五

一百一六

一百一七

一百一八

一百一九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二四

一百二五

一百二六

一百二七

一百二八

一百二九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三三

一百三四

一百三五

一百三六

一百三七

一百三八

一百三九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四三

一百四四

一百四五

一百四六

一百四七

一百四八

一百四九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五三

一百五四

一百五五

一百五六

一百五七

一百五八

一百五九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六三

一百六四

一百六五

一百六六

一百六七

一百六八

一百六九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七三

一百七四

一百七五

一百七六

一百七七

一百七八

一百七九

一百八十

一百九十一

一百九十二

一百九三

一百九四

一百九五

一百九六

一百九七

一百九八

一百九九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二四

一百二五

一百二六

一百二七

一百二八

一百二九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三三

一百三四

一百三五

一百三六

一百三七

一百三八

一百三九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四三

一百四四

一百四五

一百四六

一百四七

一百四八

一百四九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五三

一百五四

一百五五

一百五六

一百五七

一百五八

一百五九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六三

一百六四

一百六五

一百六六

一百六七

一百六八

一百六九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七三

一百七四

一百七五

一百七六

一百七七

一百七八

一百七九

一百八十

一百九十一

一百九十二

一百九三

一百九四

一百九五

一百九六

一百九七

一百九八

一百九九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二四

一百二五

一百二六

一百二七

一百二八

一百二九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三三

一百三四

一百三五

一百三六

一百三七

一百三八

一百三九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四三

一百四四

一百四五

一百四六

一百四七

一百四八

一百四九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五三

一百五四

一百五五

一百五六

一百五七

一百五八

一百五九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六三

一百六四

一百六五

一百六六

一百六七

一百六八

一百六九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七三

一百七四

一百七五

一百七六

一百七七

一百七八

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

二 援 物 価 高 騰 対 策 特 別 給 付 金	令和五年度秋田県男鹿市低所得世帯支 一 世 帶 等 へ の 緊 急 支 援 給 付 金	給付	別表 附 則 この告示は、公布の日から適用する。
算	令和五 年 度 仙 台 市 一 般 会 計 補 正 予	算	令和五 年 度 仙 台 市 一 般 会 計 補 正 予
秋田県男鹿市	宮城県仙台市	市町村	

この告示は、公布の日から適用する

付
則

○厚生労働省告示第百八十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第七十四号）の施行に伴い、並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第十一条第一項第十五号及び第十二条第八号の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設等を廃止する件を次のように定め、令和五年五月八日から適用する。

令和五年四月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣 加藤勝信

三 ス・食料品等価格高騰重点支援給付金	令和五年度福島県いわき市電力・ガ ス・食料品等価格高騰重点支援給付金	令和五年度いわき市一般会計補正予 算	令和五年度福島県いわき市一般会計補正	令和五年度いわき市一般会計補正	令和五年度福島県いわき市	令和五年度福島県いわき市	令和五年度福島県いわき市	令和五年度福島県いわき市	令和五年度福島県いわき市
四 急支援給付金	令和五年度埼玉県川口市電力・ガ ス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	令和五年度川口市一般会計補正予 算	令和五年度川口市一般会計補正	令和五年度川口市一般会計補正	令和五年度川口市	令和五年度川口市	令和五年度川口市	令和五年度川口市	令和五年度川口市
五 急支援給付金	令和五年度東京都江戸川区物価高騰緊 急支援給付金	令和五年度江戸川区一般会計補正予 算	令和五年度江戸川区一般会計補正	令和五年度江戸川区一般会計補正	令和五年度江戸川区	令和五年度江戸川区	令和五年度江戸川区	令和五年度江戸川区	令和五年度江戸川区
六 支援給付金	令和五年度神奈川県藤沢市低所得世帯 緊急支援給付金	令和五年度藤沢市一般会計補正予 算	令和五年度藤沢市一般会計補正	令和五年度藤沢市一般会計補正	令和五年度藤沢市	令和五年度藤沢市	令和五年度藤沢市	令和五年度藤沢市	令和五年度藤沢市
七 緊急支援給付金	令和五年度滋賀県大津市物価高騰対策 緊急支援給付金	令和五年度大津市一般会計補正予 算	令和五年度大津市一般会計補正	令和五年度大津市一般会計補正	令和五年度大津市	令和五年度大津市	令和五年度大津市	令和五年度大津市	令和五年度大津市
八 世帯等に對する給付金	令和五年度大阪府枚方市住民税非課税 世帯等に對する給付金	令和五年度枚方市一般会計補正予 算	令和五年度枚方市一般会計補正	令和五年度枚方市一般会計補正	令和五年度枚方市	令和五年度枚方市	令和五年度枚方市	令和五年度枚方市	令和五年度枚方市
九 ス・食料品等価格高騰重点支援給付金	令和五年度大阪府大阪狭山市電力・ガ ス・食料品等価格高騰重点支援給付金	令和五年度大阪狭山市一般会計補正予 算	令和五年度大阪狭山市一般会計補正	令和五年度大阪狭山市一般会計補正	令和五年度大阪狭山市	令和五年度大阪狭山市	令和五年度大阪狭山市	令和五年度大阪狭山市	令和五年度大阪狭山市
十 対する物価高騰支援給付金	令和五年度鳥取県鳥取市低所得世帯に 対する物価高騰支援給付金	令和五年度鳥取市一般会計補正予 算	令和五年度鳥取市一般会計補正	令和五年度鳥取市一般会計補正	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市
十一 点支援給付金	令和五年度広島県広島市物価高騰重 点支援給付金	令和五年度広島市一般会計補正予 算	令和五年度広島市一般会計補正	令和五年度広島市一般会計補正	広島市	広島市	広島市	広島市	広島市
十二 税世帯等生活支援給付金	令和五年度高知県高知市住民税非課 税世帯等生活支援給付金	令和五年度高知市一般会計補正予 算	令和五年度高知市一般会計補正	令和五年度高知市一般会計補正	高知市	高知市	高知市	高知市	高知市
十三 ス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	令和五年度福岡県北九州市電力・ガ ス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	令和五年度北九州市一般会計補正予 算	令和五年度北九州市一般会計補正	令和五年度北九州市一般会計補正	福岡県北九州	福岡県北九州	福岡県北九州	福岡県北九州	福岡県北九州
十四 ス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	令和五年度福岡県福岡市電力・ガ ス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	令和五年度福岡市一般会計補正予 算	令和五年度福岡市一般会計補正	令和五年度福岡市一般会計補正	福岡市	福岡市	福岡市	福岡市	福岡市
十五 等臨時特別給付金	令和五年度福岡市一般会計補正予 算	令和五年度大川市一般会計補正予 算	令和五年度大川市一般会計補正	令和五年度大川市一般会計補正	大川市	大川市	大川市	大川市	大川市